

芦屋市廃棄物減量等推進審議会資料

令和6年9月18日（水）環境処理センター会議室

1

芦屋市廃棄物減量等推進審議会

条例で定められた審議会で任期は2年になります。

（設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、芦屋市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、一般廃棄物処理の基本方針に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するほか、次に掲げる事項について、調査審議を行い、市長に意見を述べるができる。

- （1） 一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進に関すること。
- （2） 分別収集の実施に関すること。
- （3） 啓発活動に関すること。

●前期の主な審議内容

指定ごみ袋制度の導入、プラスチック分別の方向性、施設整備の方針の確認等にご尽力いただきました。

毎年のごみ量を基に、次年度以降の施策についてのご審議いただいています。

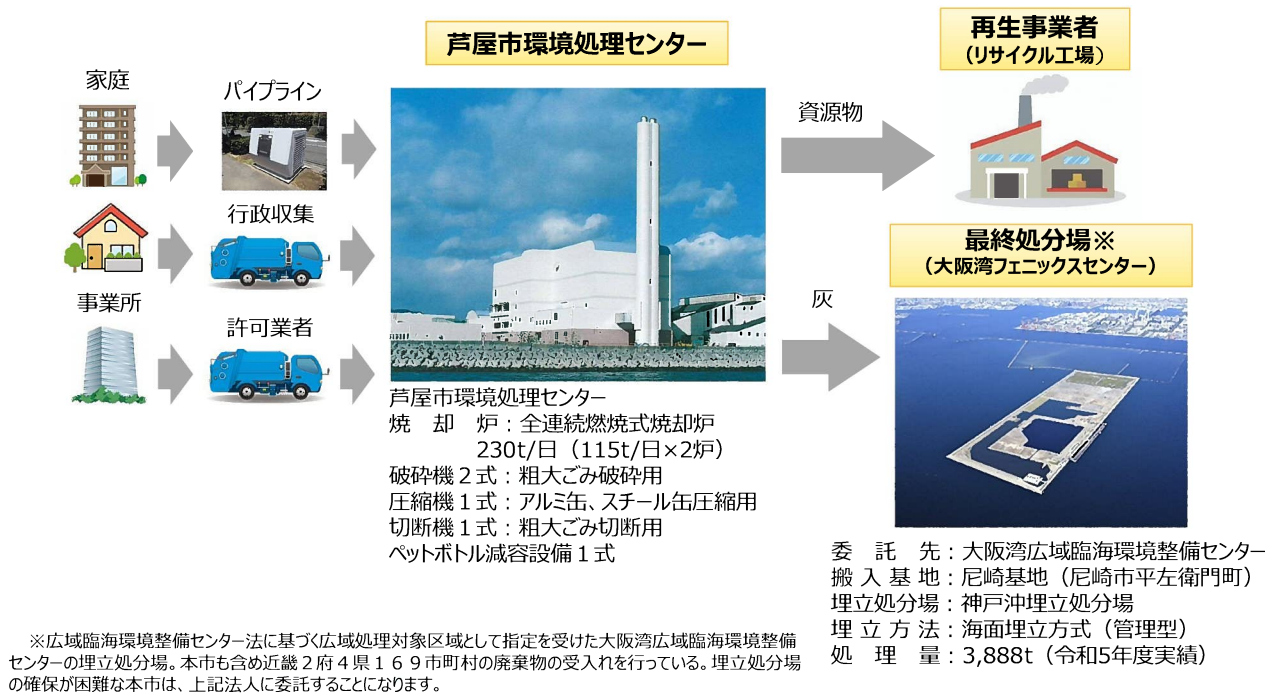


2

環境処理センターとごみの流れ

環境処理センターは本市のごみ処理の中核施設です

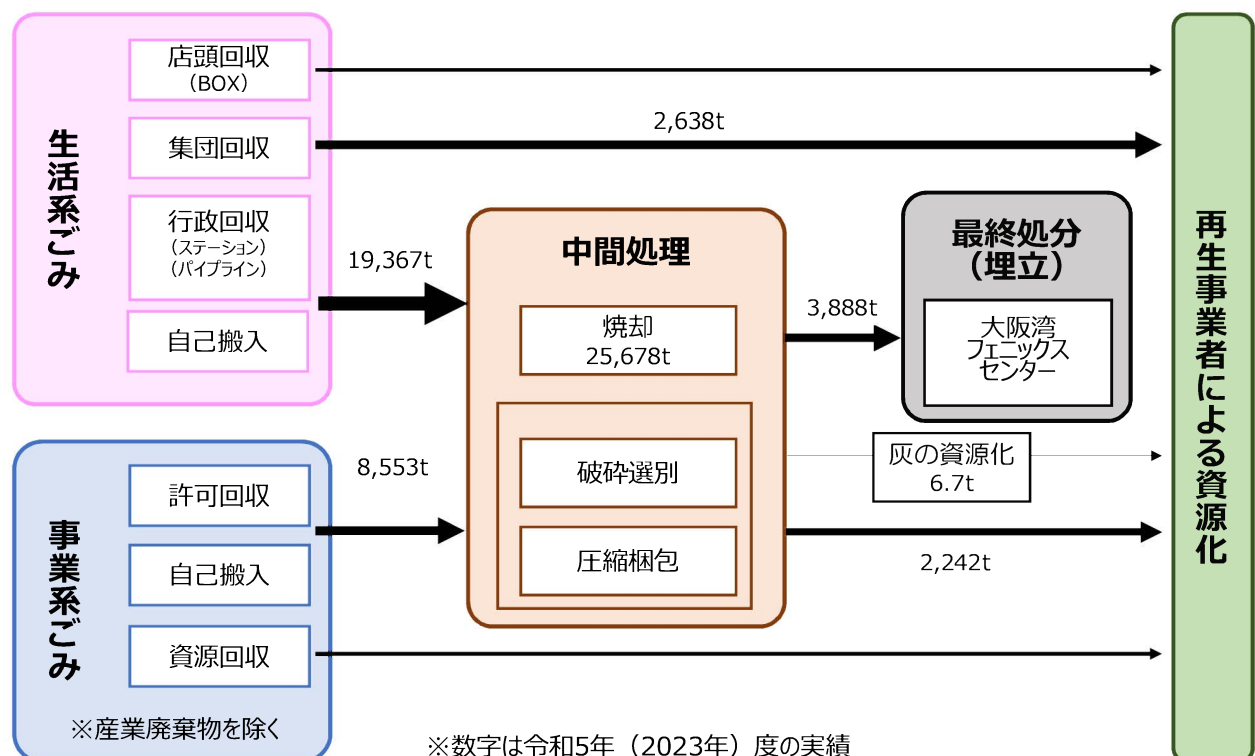
芦屋市は中間処理施設で、再利用できる資源は再生事業者に売却し、灰は神戸沖の埋立処分場で埋め立てています。



3

ごみ処理の基本的な流れ②

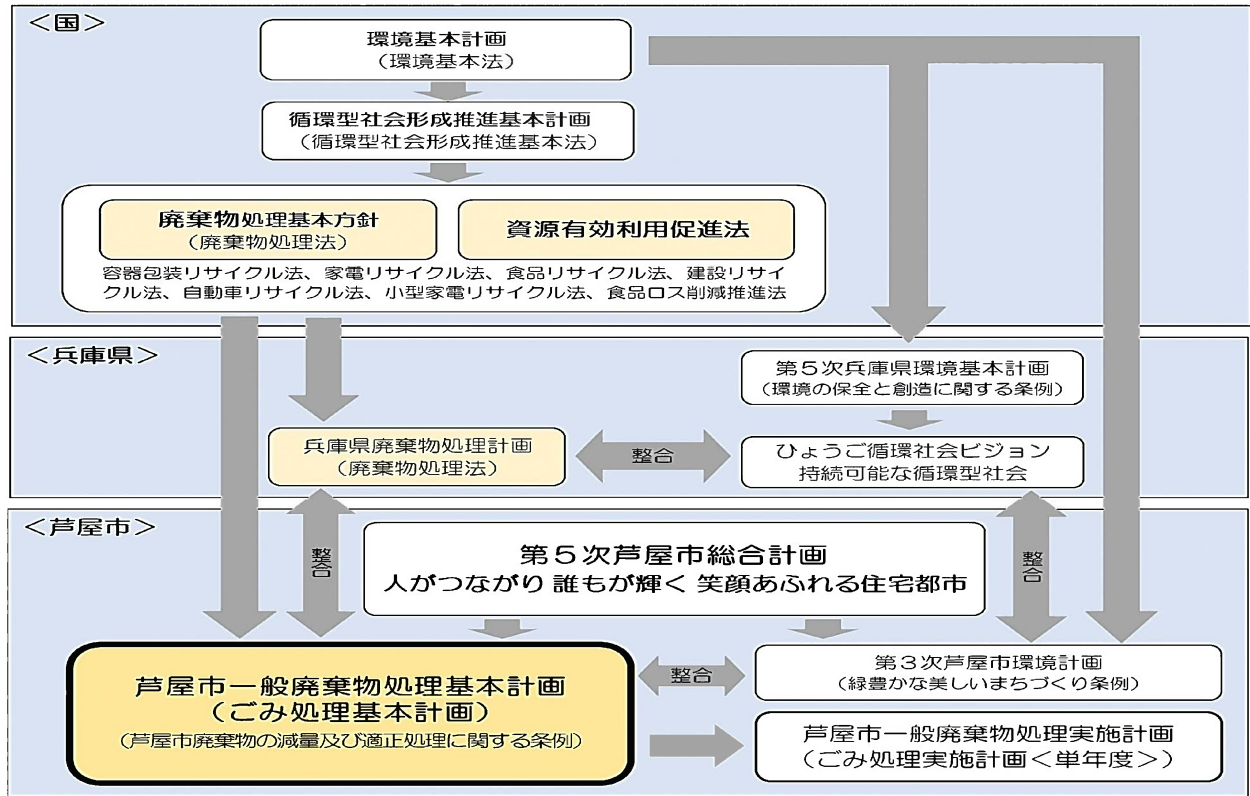
芦屋市のごみの約70%が生活系ごみで、約80%が燃やすごみです



4

一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は各自治体が策定を義務付けられている計画です



5

新計画の基本方針の体系

課題を解消し持続可能な循環型社会を目指すため、5つの基本方針をたてます



6

新計画の主な進捗状況

一般廃棄物処理基本計画に基づき施策を実施しています。

主たる施策		令和 6 年 9 月 9 日時点の取組状況
1	指定ごみ袋制度の導入	令和 5 年 1 0 月 1 日に実施 (事業系ごみ袋の指定も同時実施)
2	プラスチックの分別検討	廃棄物減量等推進審議会の中で、 プラスチック分別の方向性を検討
3	新施設整備計画の推進	・芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会を設置し、プラスチックの分別・神戸市との広域化も含めて、令和 7 年度を目途に、施設整備基本計画（案）を検討しています。

7

令和 5 年度のごみ排出量の現状 ～目標値の R 5 年度達成度合い～

前年度よりも 1 人当たりのごみ排出量等は向上するも、半分の目標が未達成

項目\年度	単位	R 4	R 5	R 5	R 5 評価
		(実績)	(実績)	(目標)	(実績)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	897.5	877.0	919.5	達成
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	515.7	497.3	515.2	達成
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,409	8,553	8,447	未達成
④ (参考) 集団回収量	t/年	2,812	2,638	—	—
⑤ リサイクル率 () 内は灰の資源化を含む	—	16.0% (16.2%)	15.9% (16.1%)	17.3%	未達成
⑥ 最終処分量	t/年	4,166	3,955	4,107	達成

8

令和5年度のごみ排出量の現状 ～目標値のR5年度達成度合い～

初めて1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が500gを切りました。

項目\年度	単位	R1	R2	R3	R4	R5
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	942.0	943.1	932.5	897.5	877.0
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	534.2	549.9	543.5	515.7	497.3
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,970	8,384	8,447	8,409	8,553
④ (参考) 集団回収量	t/年	3,332	3,074	2,962	2,812	2,638
⑤ リサイクル率 ()内は灰の資源化を含む	—	16.3%	16.4%	15.9%	16.0% (16.2%)	15.9% (16.1%)
⑥ 最終処分量	t/年	4,354	4,344	4,320	4,166	3,955

9

指定ごみ袋の導入効果 ～導入11か月間の導入前後の比較～

指定ごみ袋の導入で大幅な効果がありました。

項目\年度	単位	指定ごみ袋 導入前	指定ごみ袋 導入後	前年比
		(実績)	(実績)	(導入後 /導入前)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	888.7	840.4	93.7%
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	517.1	478.8	92.6%
③ 事業系ごみ排出量	t/年	7,826	7,588	97.0%
④ 最終処分量	t/年	3,691	3,394	92.0%

- ・指定ごみ袋導入後の令和5年10月1日～令和6年8月31日の11か月間と、指定ごみ袋導入前の令和4年10月1日～令和5年8月31日の11か月間の比較
- ・指定ごみ袋の違反率（家庭ごみステーションに1袋でも違反した袋があるステーションの割合）
3,494ステーション中、10か所(9月2日～3日)、1か所(9月5日～6日) 1週間計0.16%
- ・目標値は令和3年度（導入2年前）と令和7年度（導入2年後）を比較して、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が9%削減した494.6 g/人・日です。

実施計画の取組状況

広報での啓発を中心に取り組んでいます。

R6 方策		令和 6 年 9 月 9 日時点の取組状況
1	ごみの減量化と再資源化の推進	・夏休み親子見学として、協定先であるサントリー様の課外授業を実施、また紙ごみ等を中心とした見学も複数回実施 ・11月頃に紙ごみ・古着の持ち寄りイベントの実施を検討中 ・広報あしや11月号に特集記事として啓発
2	プラスチックの分別推進の課題整理と市民周知	・広報あしや令和6年2月でお知らせ（11月号にも記載） ・環境施設課・収集事業課で勉強会を実施
3	ごみに関する広報手段の充実	・広報あしや4月号、11月号でごみアプリを紹介（登録者数 1,700人強）
4	危険ごみによる火災事故等の撲滅	・広報あしやで定期的に、危険ごみの出し方、危険性を啓発。令和6年は危険ごみによる事故はなし。

11

この2年間で協議すべき内容

施設整備の計画の状況によりますが、主な協議予定項目は下記になります。

協議予定項目		令和 6 年 9 月 9 日時点の取組状況
1	一般廃棄物処理基本計画の見直し	令和7年夏～令和9年3月にかけて現計画を見直します。見直しでは、 ・新施設の建て替え後のリサイクル品目の追加 ・プラスチック分別の開始時期・分別対象 ・新たな分別や減量を徹底させるための方策等 を検討していきます。
2	プラスチック分別の具体化	・分別の種類（容器包装プラスチックのみか製品プラスチックを含むか等） ・収集回数、収集方法等 ・分別の開始時期
3	リサイクルの推進	・施設建て替えに伴う新たなリサイクル事業の検討

12